豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第3号の規定により豊田市内に設置する私立幼稚園の施設整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

- 第2条 この補助金は、私立幼稚園の施設を整備することにより、児童の安全の確保及び 良好な保育環境の維持を図るとともに、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。 (補助事業者)
- 第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、豊田市内における私立幼 稚園の設置者とする。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、この要綱の適用中に補助金の額に影響を及ぼすような 国又は県の補助制度の改正がされた場合には、補助金の額を減額することができる。 (端数処理)
- 第5条 補助金の額の決定に当たっては、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業を実施する前年度の7月末日までに、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金協議書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金額の内示)

第7条 市長は、前条の協議書を受理し補助金の交付を適当と認めたときは、豊田市私立 幼稚園施設整備費補助金内示額通知書(様式第2号)により、補助事業者に補助金の内 示額を通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、補助事業を実施する1月前までに提出しなければならない。

(交付の決定通知)

- 第9条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めたときは、予 算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金交付決定通知 書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により補助金の交付の申請を した者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。
- (1)法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2)暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は 運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3)法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4)法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若 しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5)法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(計画変更)

- 第11条 補助事業者が、補助事業の内容を変更(廃止及び中止を含む。)しようとすると きは、市長に豊田市私立幼稚園施設整備費補助金計画変更承認申請書(様式第5号)に 関係書類を添えて提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認めたときは、第9条第1項による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第12条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、 豊田市私立幼稚園施設整備費補助金変更決定通知書(様式第6号)により、補助事業者 に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止及び中止を含む。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて提出

しなければならない。

(額の確定及び交付)

- 第14条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立幼稚園施設整備費補助金確定通知書 (様式第8号)により通知するものとする。
- 2 市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払 することができる。
- 3 補助事業が完了した場合において、当該補助事業の実施に要した経費の実績額(以下「実績額」という。)が補助金交付決定額に満たなかったときは、補助金の額は実績額の 範囲内とする。

(検査等)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な検査をすることができる。

(関係書類の整理保存)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業 の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。 (委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

補助事業名	補助対象経費	補助率
幼稚園園舎増改築事業	国の補助採択事業であって、補助対象経 費は国基準に準じる。ただし、県の補助 採択事業の耐震改築・危険建物改築につ いては、県基準に準じる。	3分の1以内(耐震改築・危険建物改築の場合、6分の1以内)。ただし、補助金の額は、3,000万円を限度とする。
幼稚園一般整備事業	国又は県補助採択事業に該当しない事業であって、園児の安全又は良好な保育環境の確保のために市長が必要と認めた修繕、設備整備等に要する経費。ただし、経費が200万円以上の事業に限る。	3分の1以内。ただし、 補助金の額は、300 万円を限度とする。

備考

- 1 国の補助とは、私立幼稚園施設整備費補助交付要綱(平成11年4月1日文部大臣 裁定)による補助をいう。
- 2 県の補助とは、愛知県私立学校施設設備費補助金交付要綱(平成25年4月1日施 行)による補助をいう。